

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離され、報酬の名称が議員報酬に改められたこと等に伴い、関係する条例の規定の整備を行う。

2 条例の概要

(1) 地方自治法の改正に伴い、関係する次の条例について、議員の報酬に関する規定中、報酬を議員報酬に改めるほか、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

イ 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

ウ 鳥取県政務調査費交付条例

(2) 施行期日は、公布日とし、改正後の関係条例の規定（(1)アの一部を除く。）は、平成20年9月1日から適用する。